

別添

主張変更後の開示・非開示項目及びその理由

(1) 非常勤職員報酬等及び臨時職員賃金 (共通)

書類名	記載項目	開示・非開示	開示・非開示理由	適用条項
計算書	年度・月分 会計 部局名	開示		
	提出年月日 資金前渡員 氏名 印影	開示 (原処分では 非開示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>階級及び職名の記載がないことから、氏名を開示したとしても担当業務が特定されとはいえず、警察職員及びその家族へ危害が及ぶことの懸念等の警察業務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。したがって、公共安全情報には該当しない。</li> <li>公務員の職務の遂行に関わる情報に含まれる公務員の氏名は、公務員の私人としての行動又は私生活に関わることがらではないので、通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報とはいえず、個人情報に該当しない。</li> </ul>	
	領収額	開示		
	領収年月日	開示		
	支払額	開示		
	返納額	開示		
	返納年月日 返納の内容 摘要	開示 開示		
集計書	年度・会計 ・款項目節	開示		
	給料の額 (臨時職員の場合 は支給額)	開示		
	各種手当の 欄(合計の欄 含む)	非開示(期末手 当・勤勉手当以 外) (原処分では開 示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名を開示することにより、当該職員の扶養状況を推認できる場合がある。また、他の手当額を開示すると扶養手当の支給状況が分かることから、通常他人に知られたいと認められる個人の生活に関する情報であり、個人情報に該当する。</li> </ul>	条例第10条第1 項第1号
		開示(期末手 当・勤勉手当)		
	支給計の額 (臨時職員の場合 は総支給額)	開示		
	各種控除額 及び計の額	開示		
	差引支給計 の額(臨時職員 の場合は 差引支給額)	開示		
	氏名	開示 (原処分では 非開示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本書類には、その月の給料の支給総額しか記載されておらず、本氏名情報を開示しても、特定個人の所得と結びつかないため、個人情報には該当しない。</li> <li>また、本書類には、職員の業務内容に関する情報は記載されていないため、開示しても職員及びその家族へ危害が加えられるおそれがあるとはいえず、また職員の配置状況が明らかとなり、警察組織の一端が推察されともいえず、公共安全情報にも該当しない。</li> </ul>	
	人員	開示 (原処分では 非開示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の業務内容に関する情報は記載されていないため、開示しても職員及びその家族へ危害が加えられるおそれがあるとはいえず、また職員の配置状況が明らかとなり、警察組織の一端が推察されともいえない。</li> </ul>	
事業主負担 の額	開示			
備考欄の額	開示			

(2) 非常勤職員報酬等

書類名	記載項目	開示・非開示	開示・非開示理由	適用条項	
領収書	年度・会計 ・款項目節	開示 (原処分では 非開示)	・ 個人情報及び公共安全情報に該当しない。		
	所属名	開示 (原処分では 非開示)	・ 個人情報及び公共安全情報に該当しない。		
	給料の額	非開示	・ 特定個人の所得に関する情報であり、通常他人に知られたくない情報と認められるので、個人情報に該当する。	条例第10条第1 項第1号	
	各種手当の 額	非開示	・ 同上	同上	
	支給計の額 各種控除額 及び計の額	非開示 非開示	・ 同上 ・ 税額や保険料から、支給額が推認されるため特定個人の所得に関する情報であり、個人情報に該当する。	同上 同上	
	差引支給計 の額	非開示	・ 特定個人の所得に関する情報であり、通常他人に知られたくない情報と認められるので、個人情報に該当する。	同上	
	合計の欄				
	各種手当以 外の合計の 欄	開示 (原処分では非 開示) (支給対象者複 数の場合) 非開示 (支給対象者1 人の場合)	・ 特定個人の所得と結びつかないため、個人情報に該当しない。 ・ 特定個人の所得に関する情報となるので、個人情報に該当する。	条例第10条第1 項第1号	
	各種手当の 合計の欄	非開示	・ 氏名を開示することにより、当該職員の扶養状況を推認できる場合がある。また、他の手当額を開示すると扶養手当の支給状況が分かることから、通常他人に知られたくないと認められる個人の生活に関する情報であり、個人情報に該当する。	同上	
	氏名 印影	開示 (原処分では 非開示)	・ 公務員の職務の遂行に関わる情報に含まれる公務員の氏名は、公務員の私人としての行動又は私生活に関わることからではないので、通常他人に知られたくないと認められる個人に関する情報とはいえず、個人情報に該当しない。		
	受領年月日	開示 (原処分では 非開示)	・ 職員の業務内容に関する情報は、記載されていないため、開示しても職員及びその家族へ危害が加えられるおそれがあるとはいえず、また職員の配置状況が明らかとなり、警察組織の一端が推察されるともいえない。したがって公共安全情報に該当しない。		
	事業主負担 の額	非開示	・ 本情報から、支給額が推認されるため、特定個人の所得に関する情報であり、個人情報に該当する。	条例第10条第1 項第1号	
	備考	標準報酬 の額	非開示	・ 同上	同上
		控除の数字	非開示	・ 本情報から、当該職員が扶養状況や寡婦であるかどうかあるいは身障者であるかどうかを推認されるため、通常他人に知られたくないと認められる個人の生活に関する情報であり、個人情報に該当する。	同上
採用・退職 年月日		非開示	・ 個人の職歴に関する事項であって、通常他人に知られたくない情報と認められるので、個人情報に該当する。	同上	

書類名	記載項目	開示・非開示	開示・非開示理由	適用条項
期末勤 勉手当	算出基礎額	非開示	・ 本情報から、支給額が推認されるため、特定個人の所得に関する情報であり、個人情報に該当する。	条例第10条第1 項第1号
領収書	期末・勤 勉手当の額	非開示	・ 特定個人の所得に関する情報となるので、個人情報に該当する。	同上
(報酬 と非共 通部分 のみ)	期末手当・ 勤勉手当の 合計の額	開示 (原処分では 非開示) (支給対象者複 数の場合) 非開示 (支給対象者1 人の場合)	・ 特定個人の所得に関する情報となるので、個人情報に該当しない。 ・ 特定個人の所得と結びつかないため、個人情報に該当しない。	条例第10条第1 項第1号
	期間率	開示 (原処分では 非開示)	・ 個人情報に該当しない。また、職員の業務内容に関する情報は記載されていないため、開示しても職員の配置状況が明らかとなり、警察組織の一端が推察されるともいえないため、公共安全情報に該当しない。	同上
	控除額中の 「税率」	非開示	・ 本情報から、支給額が推認されるため、特定個人の所得に関する情報であり、個人情報に該当する。	条例第10条第1 項第1号
	備考欄中の 「特別」の 額	非開示	・ 本情報から、支給額がほぼ判明するため、特定個人の所得に関する情報であり、個人情報に該当する。	同上
寒冷地 手当 領収書	定率分の額	非開示	・ 特定個人の所得に関する情報であり、通常他人に知られたくない情報と認められるので、個人情報に該当する。	条例第10条第1 項第1号
	定額分の額	非開示		
	加算額	非開示		
	算出計の額	非開示		
(報酬 及び期 末・勤 勉手当 と非共 通部分 のみ)	支給率	開示 (原処分では 非開示)	・ 個人情報に該当しない。また、職員の業務内容に関する情報は記載されていないため、開示しても職員の配置状況が明らかとなり、警察組織の一端が推察されるともいえないため、公共安全情報に該当しない。	同上

### (3) 臨時職員賃金

書類名	記載項目	開示・非開示	開示・非開示理由	適用条項
領収書	年度・会計 ・款項目節	開示 (原処分では 非開示)	・ 個人情報及び公共安全情報に該当しない。	
	所属名	開示 (原処分では 非開示)	・ 個人情報及び公共安全情報に該当しない。	
	勤務日数	開示 (原処分では 非開示)	・ 個人情報に該当しない。また、職員の業務内容に関する情報は記載されていないため、開示しても職員の配置状況が明らかとなり、警察組織の一端が推察されるともいえないため、公共安全情報に該当しない。	
	給料日額及 び支給額	非開示	・ 特定個人の所得に関する情報であり、通常他人に知られたくない情報と認められるので、個人情報に該当する。	条例第10条第1 項第1号
	扶養手当以 外の各種手 当日額及び 手当の額	非開示	・ 同上	同上
	扶養日額及 び扶養手当 の欄	非開示	・ 氏名を開示することにより、当該職員の扶養状況を推認できる場合があり、個人情報に該当する。	同上
	総支給額	非開示	・ 特定個人の所得に関する情報であり、通常他人に知られたくない情報と認められるので、個人情報に該当する。	同上
	各種控除額 及び計の額	非開示	・ 税額や保険料から、支給額が推認されるため特定個人の所得に関する情報であり、個人情報に該当する。	同上

書類名	記載項目	開示・非開示	開示・非開示理由	適用条項
領収書	差引支給額	非開示	・ 特定個人の所得に関する情報であり、通常他人に知られたくない情報と認められるので、個人情報に該当する。	同上
	合計の額			
	各種手当以外の合計の額	開示 (原処分では非開示) (支給対象者が複数の場合)	・ 特定個人の所得と結びつかないため、個人情報に該当しない。	
		非開示 (支給対象者が1人の場合)	・ 特定個人の所得に関する情報となるので、個人情報に該当する	条例第10条第1項第1号
	各種手当の合計の欄	非開示	・ 氏名を開示することにより、当該職員の扶養状況を推認できる場合がある。 また、他の手当の合計の額を開示すると扶養手当の支給状況が分かることから通常他人に知られたくないと認められる個人の生活に関する情報であり、個人情報に該当する	同上
	氏名 印影	開示 (原処分では非開示)	・ 公務員の職務の遂行に関わる情報に含まれる公務員の氏名は、公務員の私人としての行動又は私生活に関わることがらではないので、通常他人に知られたくないと認められる個人に関する情報とはいえず、個人情報に該当しない。	
	受領年月日	開示 (原処分では非開示)	・ 職員の業務内容に関する情報は記載されていないため、開示しても職員及びその家族へ危害が加えられるおそれがあるとはいえず、また職員の配置状況が明らかとなり、警察組織の一端が推察されともいえず、公共安全情報に該当しない。	
	税金控除人数	非開示	・ 本情報から、当該職員の扶養状況や寡婦であるかどうかあるいは身障者であるかどうかは推認されるため、通常他人に知られたくないと認められる個人の生活に関する情報であり、個人情報に該当する。	条例第10条第1項第1号
事業主負担の額	非開示	・ 本情報から、支給額が推認されるため、特定個人の所得に関する情報であり、個人情報に該当する。	同上	
備考	標準報酬の額	非開示	・ 同上	同上
	採用・退職年月日	非開示	・ 個人の職歴に関する事項であって、通常他人に知られたくない情報と認められるので、個人情報に該当する。	同上